

諮問日：平成28年2月4日（平成27年度（最情）諮問第22号）

答申日：平成28年6月3日（平成28年度（最情）答申第12号）

件名：裁判官の転出に関する約束を書面でする扱いの詳細を定めた文書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「希望者の多い大規模庁に転入する判事10年目くらいまでの者については、機会均等を図るため、「何年後には最高裁の指定する庁に転出する」という約束（あくまで紳士協定的なもの）を書面でする扱いの詳細を定めた文書」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「何年後には最高裁の指定する庁に転出する」という約束をした判事及び判事補の人数が分かる文書（合計数のほか、最高裁及び全国の下級裁判所ごとの人数）」（以下「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年1月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

平成14年7月16日付けの裁判官の人事評価の在り方に関する研究会報告書に、「希望者の多い大規模庁に転入する判事10年目くらいまでの者につい

ては、機会均等を図るため、「何年後には最高裁の指定する庁に転出する」という約束（あくまで紳士協定的なもの）を書面でする扱いとなっている」との記載があることからすれば、本件各開示申出文書は存在するといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

##### 2 理由

- (1) 実務上は、異動が予定される裁判官から、免官、転官及び転所等に関して承諾する旨の書面が提出され、必要に応じて、当該書面には、一定期間後に一定の条件の裁判所に異動する等の異動に関する条件（以下「異動条件」という。）も併せて記載されることがあるが、この取扱いは、従前からの慣行となっているものであり、異動条件が記載された承諾書の扱いの詳細に関して、必ずしも司法行政文書を作成すべきものであるとは考えていない。
- (2) また、免官、転官及び転所等の意思の確認は、個々の裁判官に対して個別に行うものであって、異動条件について承諾した裁判官の人数について取りまとめて集計する必要はない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月9日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年3月7日 審議
- ⑤ 同年4月5日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月25日 審議

⑦ 同年6月1日

審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書1は、異動が予定されている裁判官について作成される異動に承諾する旨の書面に、一定期間後には一定の条件の裁判所に異動する等の異動条件を記載する場合について、その取扱いの詳細を定めた文書であると解される。

最高裁判所事務総長の説明によれば、裁判官については、異動条件を記載した異動に関する承諾書が作成されることがあるとのことであり、承諾書が作成されるのは、裁判官が、裁判所法上、その意思に反して免官、転官、転所等とされることはないとされている（同法48条）ことによると解される。しかし、同説明によれば、異動条件については、全国を異動する必要がある裁判官について、適材適所の原則による異動を確保しつつ、機会均等を図るため、紳士協定的な約束として、従前からの慣行となっているとのことであり、法令等に基づくものではないと解される。また、裁判官の異動について、何らかのルールがあることもうかがわれない。そうであるとすれば、異動条件の内容は、異動対象となる裁判官ごとに、その固有の諸事情に応じて定められた個別的な性格のものであって一般性がないものと認めるのが相当である。したがって、個別的な事情を内容とするものの取扱いについて文書にまとめる必要性は通常はないと考えられるから、裁判官の異動条件を記載する場合について、その取扱いの詳細を定めた文書を作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。

- 2 また、本件開示申出文書2は、承諾書に異動条件が記載された裁判官の人数が分かる文書であると解されるどころ、異動条件の内容が上記1のとおり個別的なものであることからすると、そのような人数を把握したり、集計したりすることが裁判官の人事事務処理上必要であるとは考え難く、そのような文書を作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的である。

- 3 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書をいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人